

## 一般乗用旅客自動車供給業務（タクシー借上げ）について【公募】

平成23年度に沖縄総合事務局北部国道事務所が契約を予定している一般乗用旅客自動車供給業務において、契約締結を希望する事業者等を募集します。

### 1. 業務概要

- (1) 業務内容 一般乗用旅客自動車供給業務（タクシー借上げ）
- (2) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日

### 2. 応募要件

- (1) 沖縄県内で一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた法人タクシー事業者または個人タクシー事業者を会員とした組合等の組織体を有していること。
- (2) 沖縄県内における殆どのタクシー事業者または個人タクシー事業者で使用可能なタクシーチケット事業を行っていること。

### 3. 手続等

契約締結を希望する者は、契約参加申込書を提出すること。

- (1) 契約参加申込書及び仕様書等の交付場所及び交付期間

- ① 交付場所

沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局北部国道事務所 総務課 契約係

電話 0980-52-4350 (内線) 224

- ② 交付期間

平成23年2月28日(月)から平成23年3月14日(月)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時15分まで

- (2) 契約参加申込書の提出場所及び受領期限

- ① 提出場所 上記交付場所に同じ

- ② 受領期限 平成23年3月14日(月) 17時15分

### 4. 契約者の決定方法

契約参加申込書を受領期限までに提出し、上記2.に掲げた要件を満たす者（複数者ある場合は複数者）と契約締結を行うものとするが、利用を確約するものではない。

### 5. その他

その他詳細は仕様書による。

平成23年2月28日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局北部国道事務所長

石垣 弘規



## 契約参加申込書

平成23年2月28日付けで公募のありました一般乗用旅客自動車供給業務（タクシー借上げ）について、応募要件を満たしていることが確認できる書類を添付のうえ、契約参加を申し込みいたします。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
沖縄総合事務局北部国道事務所長  
石垣 弘規 殿

申込者 住 所  
法人名等  
代表者

印

## 「タクシー借上げ」仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、沖縄総合事務局北部国道事務所（以下、「甲」という。）が発注する「タクシー借上げ」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 2. 業務目的

本業務は、職員の業務及び外部での急務発生時に、職員の安全かつ安定した輸送を確保し、円滑な業務遂行を図ることを目的としてタクシーの借上げを行うものである。

### 3. 業務の遂行

甲及び受注者（以下「乙」という。）は、本業務の遂行にあたっては本仕様書によるほか関係法令等に基づき実施するものとする。

### 4. 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

### 5. 履行場所

沖縄総合事務局管内

### 6. タクシーの利用方法

乙（または「乙の所属する組合員会社、提携するタクシー会社等」。以下、「乙等」という。）の乗務員は、甲のタクシー使用者が降車する時には、領収書をタクシー使用者に漏れなく手交すること。

乙は、甲の求めにより乙の所有する共通乗車券（以下「タクシー乗車券」という。）を甲に交付し、甲は交付されたタクシーチケットでタクシーを利用するものとする。

7. 甲のタクシー使用者が、タクシー乗車券に使用料金等を記入するために、乙等の乗務員において筆記具を貸与する際、鉛筆を避けてボールペン等の貸与に努めること

8. 甲のタクシー使用者が、タクシー乗車券の次の必要項目に係る記入欄・記入枠が不足する場合において、当該タクシー乗車券の余白及び裏面等に次の必要項目を補足的に記載した際、乙等の乗務員は、その記載内容を消去することなく、その記載を認めることについて、協議する。

協議の結果、当該記入を承諾しない場合は、乙はその旨及び承諾しない具体の理由等を明示した文書を提出すること。なお、甲による適宜の記入を承諾しないこと等をもって、契約予定業者から排除するものではない。

協議が整った場合は、乙等においても同様の取扱とすること。

- (1) 使用者氏名、相乗り者氏名
- (2) 使用日、乗車時間、下車時間
- (3) 乗車地、経由地、降車地
- (4) 使用料金、有料道路料金、高速料金

9. 乙等は、各乗務員に対しては、「6.」、「7.」及び「8.」の点を十分に周知すること
10. 甲のタクシー使用者がやむを得ず領収書を紛失した場合に、甲の担当職員またはタクシー使用者において再発行を求めることがあり、この場合は必ず再発行しなければならない。なお、この場合に再発行する領収書は、通常の降車時に手交する書式に限定するものではない。
11. 乙等は、契約書に基づき、使用料金を請求する場合には、以下の書類を請求書類に添付する必要があるものとする。  
なお、以下の書類添付に際し、沖縄総合事務局の認可料金とは別途の費用・経費が発生する等の個別の理由がある場合には、契約締結前までに書面にて届け出る必要があることとする。  
(1) タクシー使用者が記入し、タクシー乗務員に渡した使用済みタクシー乗車券またはその写し  
(2) 請求金額の内訳として使用済みタクシー乗車券の番号毎の明細書
12. 契約書に基づく乙等のタクシー利用料金請求に際しては、毎月の使用料金の請求起算日、請求締め日、請求日を以下のとおりとする。  
(1) 請求起算日：当月1日  
(2) 請求締め日：当月末  
(3) 請求日：翌月10日（持ち込み、発送等）  
なお、年度末3月分に係る使用料金の請求については、(3)を厳守するものとする。  
※注：年度末3月に係る使用料金の請求については、上記以外の取扱いにする場合は、別途明らかにすること。
13. 乗務記録の開示への協力  
個々のタクシー使用に係る状況・実績等については、今後、会計検査院等国の機関等からの開示等の協力依頼が見込まれることから、「旅客自動車運送事業運輸規則」（昭和31年8月1日運輸省令第44号）第25条に規定する「乗務記録」について、甲として文書により、当該記録の開示の協力を求める場合がある。  
なお、この場合の甲の乙等に対する協力依頼は、行政庁としての公権力の行使によるものではないことから、当該時点において、乙等として協力できない場合には、その理由について、書面にて届け出る必要があることとする。
14. 第3者によるタクシー利用料金の請求等  
乙等は、契約書に基づく乙等のタクシー利用料金請求に際して、第3者に当該請求事務を委任している場合には、当該委任者に対して、本契約に関する定めに関し、その内容を周知するとともに、乙等は、第3者に対して協力を求める必要があるものとする。
15. 事故の賠償  
乙またはタクシー事業者は、タクシー走行中に事故その他の理由により甲に危害又は損害を与えたときは、速やかに臨機の措置を取るとともに、その危害又は損害に対して損害賠償の義務を負うものとする。

16. タクシーの損害

甲は、タクシーの走行中の事故又はその他の理由によりタクシーが損害を受けても、その損害の賠償の責に応じない。ただし、甲の責に帰すべき理由のあるときは、この限りではない。

17. 第三者に及ぼした損害

タクシーの走行中の事故又はその他の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、すべて、乙またはタクシー事業者の負担において賠償するものとする。

18. 認可料金の改定

本業務の履行期間中において、認可料金等に改定がある場合は、甲乙協議のうえ料金改定実施の日をもって、料金を変更するものとする。

19. 守秘義務

乙またはタクシー事業者は、本業務の過程で知り得た機密を他に漏らしてはならない。

20. タクシー事業者への周知

乙は、本仕様書のほか本業務の履行に係る契約書条項等について、所属するタクシー事業者へ遺漏なきよう周知するものとする。

21. 疑義事項

本業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。